

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和3年10月8日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時58分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 市営住宅明渡等請求訴訟の判決について

(住宅政策課)

(2) その他

2 出席委員（7名）

| | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 綿 引 健 君 | 副委員長 | 滑 川 友 理 君 |
| 委員 | 中 庭 次 男 君 | 委員 | 田 口 文 明 君 |
| 委員 | 鈴 木 宣 子 君 | 委員 | 小 川 勝 夫 君 |
| 委員 | 松 本 勝 久 君 | | |

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|------------------------|-----------|------------------------------|-----------|
| 副市長 | 秋 葉 宗 志 君 | | |
| 建設部長 | 渡 邊 雅 之 君 | 建設部技監兼 建設計画課長 | 大 森 幹 司 君 |
| 建設部技監兼 道路建設課長 | 松 葉 光 隆 君 | 建設部技監兼 生活道路整備 課長 | 有 金 正 義 君 |
| 建設部技監兼 内原建設事務所 長 | 谷 萩 幸 治 君 | 道路管理課長 | 丹 治 雅 人 君 |
| 河川都市排水 課長 | 大 山 裕 己 君 | 建築課長 | 大 和 田 聡 君 |
| 土木補修事務 所長 | 川 又 弘 一 君 | | |
| 都市計画部長 | 加 藤 久 人 君 | 都市計画部技監兼 公園緑地課長 | 上 田 航 君 |
| 都市計画部技監兼 市街地整備課長 | 木 村 勤 君 | 都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長 | 大 和 直 文 君 |
| 都市計画課長 | 平 澤 俊 之 君 | 建築指導課長 | 井 原 孝 志 君 |

| | | | | | | | | | |
|---------------------|---|---|---|---|---|-------------------|---|---|-------|
| 住宅政策課長 | 砂 | 川 | 和 | 敏 | 君 | | | | |
| 上下水道事業 管 理 者 | 荒 | 井 | | 幸 | 君 | | | | |
| 水 道 部 長 | 伊 | 藤 | 俊 | 夫 | 君 | 水道部参事兼 水道総務課長 | 関 | 谷 | 勇 君 |
| 水道部参事兼 経 理 課 長 | 梶 | 山 | | 哲 | 君 | 水道部技監兼 給 水 課 長 | 梶 | 山 | 学 君 |
| 水道整備課長 | 杉 | 山 | 健 | 一 | 君 | 浄水管理事務 所 長 | 島 | | 孝 夫 君 |
| 下 水 道 部 長 | 坪 | | 貴 | 之 | 君 | 下水道管理課長 | 鬼 | 澤 | 英 一 君 |
| 下水道整備課長 | 小 | 田 | 博 | 之 | 君 | 集落排水課長 | 久 | 木 | 崎 隆 君 |
| 下 水 道 施 設 管理事務所長 | 渡 | 邊 | 基 | 弘 | 君 | | | | |
| 6 事務局職員出席者 | | | | | | | | | |
| 議事課長補佐 | 綱 | 島 | 卓 | 也 | 君 | 書 記 | 昆 | | 節 夫 君 |

○砂川住宅政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この相手方に対しましては、仕事を退職後、改善のほうが見込まれない時期に、分納を行うことの指導ですとか、それによって得られる減免制度についての御説明はさせていただきました。なかなかその制度の利用ということにつきましては御理解がいただけず、実際には減免を行っていないという状況でございました。以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、70歳ですから、もう定年で職がない、あるいは収入がもう年金だけしか——年金があるかどうか分かりませんが、収入がないという中では当然、家賃の減免制度の適用があったというふうに思うんですよ。また、さっき課長の話でも、適用になる人だという答弁があったんですけども、やっぱりきちんと、こういう制度が利用できるんだということを説明しておけばこういうふうにならなかったんじゃないかと思うんですけども、その点でやっぱりもっと家賃の減免制度のPR、あるいは実施、そういうものを説明すべきではなかったかというふうに思います。

次に、水戸市の場合、申告をしないと家賃が2倍になる制度があるんですよ。要するに、例えば3万円の家賃だったら6万円になってしまうという制度があるんですけども、その方はこれに該当したんですか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

この方につきましては、収入の報告は毎年行っておりましたので、特別な家賃をかけるというのはございませんでした。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 よかったと思うんですけども、よく家賃滞納になった方を見ますと、要するに申告しなかったために家賃が2倍、3倍になってしまって、その繰り返して莫大な家賃滞納になってしまったというのがありましたので、ぜひそういう方については、申告をなさって適正な家賃になるように今後していってほしいなというふうに思います。

それから、この方は70歳ですから、当然、収入が少なくなってしまうということで、生活保護の申請というものは必要なかったんですかね。それはどうなんでしょうか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この方につきましては、滞納が続いている中で滞納指導をしておりました。その中では当然、生活保護の御案内もさせていただきましたが、なかなかその辺の制度の理解を得られませんが、本人が積極的にその制度を活用するという事はございませんでした。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、やっぱり生活保護を受けるというのは、バッシングなどがあってなかなか難しいんですよ。ですから、そういう点では、よく趣旨の話をして、家賃が滞納になる前に生活保護を受けるように、やっぱ

りきちんと今後は申請の相談、必要があれば一緒に生活福祉課に行って申請するようにしたらどうかというふうに思いました。そこはしなかったんですか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

この方につきましても、一緒に生活福祉課のほうに行きまして、窓口までの御案内はさせていただきます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。生活保護の申請までいってもなかなか決定までいかないというのがありますので、ぜひ生活保護を受けられるように今後もしていただきたいというふうに思います。

そして、今後の問題ですけれども、今日、10月8日に、いわゆる住居明渡しの強制執行を行うということなんですけれども、そうなりますと、例えば、次に行くところがなければホームレスになってしまうということになると思うんです。私もずっと前の当委員会で、同じように強制執行になって車中泊になってしまい、ホームレスになってしまったという方のお話をしました。この方もそういうふうにホームレスになってしまうのではないかということですが、今後、この方がどうなるのか見届けていくのでしょうか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

この方につきましては、判決後に住宅を明け渡すに当たりまして、福祉部局といろいろと協議ですとか調整をさせていただきました。その中で、何とか生活の拠点は確保しましょうということになっていきますので、何らかの形で住宅は確保できるものと考えております。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 確認ですけれども、そうすると、例えば今日強制執行しますよね。そうすると、市営住宅に大体七、八人の執行官が来て中の荷物を全部出してしまっ鍵を交換してしまうということになるわけですよね。強制執行ってどんなふうになるんですか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今、中庭委員がおっしゃったとおりでして、荷物を部屋から全部出しまして、空の状態にするところまでが今回の強制執行の内容となっております。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、鍵は交換してしまっもう入れないということになるんですか。そこを確認したい。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 鍵のほうも私どもで預かりますので、中には入れないような形になります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、これはお願いなんですけれども、やっぱりホームレスになってしまうということにならないように、次の住まいをどうするのか。あるいは生活保護を受けていなければちゃんと生活保護を受けるようにとか、やっぱりきちんとしなければ、ただ追い出してそれで解決というふうには私はならないと思うんですよ。その辺はいかがですか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

皆さん御存じだと思うんですが、平成26年に千葉県の銚子市で残念な出来事があって以降、国や県のほうから、その滞納がかさんだ方に関する取扱いについては、うちのほうにも厳しく指導が来ています。そういったことで今、丁寧な取扱いをしているところでございますので、家がなくなるようなことはない形で進めたいと思います。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、課長が言ったように、千葉県の銚子市では、母子家庭に対して、家賃の滞納で強制執行しようとしたその朝に、お母さんが娘を殺して自殺を図ったというのがありましたけれども、そうならないようにしっかり次の住まいが確保できるように、そして生活が成り立つようにきちんと見届けていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 その辺につきましては、丁寧な対応をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 すみません。使用料ですから、当然、これ払うのが当たり前のことであると。

この方はいつから入っておったんですか。この への入居というのはいつからだったんですか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

入居日は平成14年の4月1日となっております。

以上です。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうしますと、平成14年からだとすると、何年になるんだ。

当然、この方の保証人というのがおったんですよね。この方の保証人というのは現在、健在なのか、いないのか、分からないのか。それは言うわけにはいきませんか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

この方につきましては、現在、保証人が設定されていないという状況になってございます。

○綿引委員長 いないそうです。松本委員。

○松本委員 いらないですか。当時、連帯保証人というのは2人だったでしょう。1人でもよかったんだっけ。ああそう。

その方がいないというのはどういう状況でいないという。亡くなっちゃっていないのか、どこへか行っちゃっていないのかとかその辺、水戸市が裁判所に訴える時点でそういう調査というのはやられましたか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

この方の保証人につきましては、過去に滞納額が一度かさんだ時期がございまして、そのときに保証人が滞納を代わりに支払っていただきました。そのときに保証人は外れるというような申出がありまして、新たな保証人を探している最中だったというところでございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 私なんか、はっきり言って金融機関の連帯保証人になっているんですけども、それは別としても、その連帯保証人の交代というのは、なかなかできないんです。だから、それをやっておったということ自体が、水戸市で別の方に保証人になってもらうということをおの方が言っていたとしたらば、それは全くの何の効果もない話だと私は思いますよ。これ法律的に言っても、連帯保証人というのは変えられない。その人がそれだけの保証をするという判こを押して連帯保証人になっているわけですから。それだけ払えるだけの柱であったわけです。

その方が、要するにこの方の保証人を外れたいと言った時点で関係がおかしかったんです。だから、この方はもう払う意思がなかったと私は思う。でなければ、そういう保証人を変えるなどという話というのは、これはできる話じゃないと、私はこう思っています。

だから、それを水戸市が、保証人を変えることを期待しておったにもかかわらず、駄目だった。そこが一番問題だったんじゃないのかなというふうに私は思うの。だから、今は保証人制度というのはなくなったよね。

ですから、これはそうすると、家賃というのは幾らだったの。まだ建て替えてそんなにたっていないほうでしょう、ここの という棟数。ここの平均家賃というのは幾らなんですか。所得にもよるんでしょうけれども。その最低所得だと思っていますよ。だからってただということではない。だから、幾らといたって、これ、高額の人だって入れるんだから。要するに、その保証人さんがそのときの関わりでやはりこういう問題になるということをお測されておったんじゃないのかなというふうに私は思っているんです。

ですから、今後、この強制執行を水戸地方裁判所のほうに申し入れてやるわけでしょう。それで今、中庭さんが言われるような方法で強制立ち退きをするということになるんだけど、その場合にこの判決は、これだけは払いなさいという判決が出ているんだから、これ、取れると思いますか。要するに、これにふさわしい、例えば貴金属とかテレビだとかいろいろ、車なんかは持っている状況ではないと思っていますよ。そういうものの、その物件の差押え、前は電話なんかも取ったよね。で、公売みたいにやったよね。そういう中身というのは大体調査されていますか。その強制執行を行うに当たって、中の家財道具というのかな、資産というのかな、そういうものというのはいかがなんでしょうか。幾らか中では見たことはあるの。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

明渡し判決後に御本人様と話す機会がございまして、住宅の中のほうは確認しております。松本委員がおっしゃるような財産というのはほとんどないような状況でして、もともとその市営住宅自体が低所得者の住まいということですので、あまりその辺の家財からの回収というのは難しい状況かなと思ってございます。すみません。以上です。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、要するにこの金額は取れないと。もう水戸市が泣き寝入りして不納欠損になる可能性が高いですねと私は思うんですけれども、それをもう覚悟の上でそれやってきたんでしょうから。

要するに、不納欠損額が増えていくと。今、住宅関係だってこれまでの滞納額が3億円ですか、私、5億円ぐらいだと思ったんだけど、3億円になったの。そうですか。要するに、なかなかその滞納額というのは、こうなる前にもう少し徹底してさ、もうある程度たまっちゃってからじゃ間に合わないんだよ。たまらない時期に分納でもいいから。やっぱりそういう方法をお願いしていくというふうに力を入れないと、滞納額は減るわけにいかなくなっちゃう。どんどん増えると思う。

だから、そういう方向で今後もう少し、その辺の考え方を切り替えて。そのほかだってあるわけでしょう。滞納になっている方がたくさんいると私は思っています。ですから、そろそろまた裁判問題、訴え、執行しなきゃならない問題に近いような方々もいるんじゃないのかなというふうに思っております。ですから、そうならないうちにそういう滞納者の方々と保証人の方、保証人の制度がなくなったのはまだここ二、三年でしょう、多分。ですから、滞納になっている方というのはみんな保証人がいるわけですから、そういう方も交えて、やっぱりこう、話を積極的に進めて、こういう問題が起きないようにしていただきたい。要望して終わりにします。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今、ずっとお聞きしてございまして、入居して25年近くということで、この滞納額を考えると約10年余り滞納してきたという状況があるかと思うんですけれども、様々、住宅政策課のほうとか、または住宅管理センターのほうでいろいろお話し合いをしてこられたというのも今よくお聞きしたんですけれども、こういった事例というんですか、金額もとても大きくて280万円ということで、過去にこういった状況で裁判を、訴訟を起こしたという事例は何件ぐらいあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

全ての件数について、ちょっと私、今、把握はしていないんですけれども、平成30年以降、訴訟のほうを実施させていただいたのが、全てで20件ほどございます。そのうち、今日の1件を含めまして4件ほど明渡しを実際に実行してございます。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ということは、20件のうちの4件が明渡しを、やっぱりそれは強制執行でされたんですね。ほかの16件については、分納とか話し合いとかそういうことで結論が出たんですか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 強制執行に至らなかった方につきましては、今、鈴木委員がお話をしたように、分納で入る方、また、自主的に退去された方という形になってございます。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 平成30年以降で20件ということで、他自治体のことはちょっと分からないですかね。こういった訴訟というのはできる限り本当にやらないでいただきたいなって。弁護士も立てて費用もかかりますし、この方については10年近く滞納してこられたということで様々御努力もされてきたかと思うんですけども、やはり職員もそこにばかり行っているわけにもいかないですし、いろいろ仕事があるかと思うんです。こういう話合いとかその交渉とか、そういうことを専門にやっていらっしゃる方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

特に専門という職員は置いていないんですけども、住宅のほうの管理をしている者の中で2名ほどこういった業務を兼任でやっているという形になってございます。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 私としては、やはり70歳で一人で男性住まいということで、身寄りがなかなかいらっしゃらない。保証人になっていただける方もやめられたということで、様々な理由はあるかと思うんですけども、一概には言えないですけども、本当に精神的な部分とか、またそういったところも含めて、やはりこの期間、ここまでの金額になるまでの間にもうちょっとそういう専門的な、福祉の面もそうですけれども、話していけるような、交渉をしっかりとしていけるような方を、これは要望なんですけれどもぜひつけていただいて、今後の人生設計についてもしっかりと相談に乗ってあげられるような、そこまでするのは大変かもしれないんですけども、やはり裁判が20件も起きているということで、そこはぜひ今後、御検討いただきたいなって思います。なので、今の件は要望としてぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 私は、1つ、通学路の問題なんですけれども、前の9月議会で、2,000万円の予算で通学路の安全対策を図るというお話がありました。そういう話があった中で、市民の皆さんから幾つかその後、要望が出たのでちょっとお伝えしたいと。で、どういうふうになるのかをお答えいただきたいというふうに思います。

1つは、丹下十字の交差点の横断歩道の白線が消えているというのがありました。私も実際に見ましたけれども、これは消えていて非常に危ないという状況なので、こういう問題はこういうふうに対応していくのか、お答えください。

それから、佐川急便の前に横断歩道があるんですけども、これも白線が消えているという状況なので、ぜひこの白線についてもきちんと描いていただいて、子どもたちが安心して渡れるようにしてほしいと。

それから、見川の総合運動公園に入る丁字路の横断歩道のところも白線が消えている。ここはパチンコ屋さんがあるんですけども、その前の横断歩道が消えていて子どもたちが非常に危険なので、これについてはどういうふうにしていくのか、していただけるのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 丹治道路管理課長。

○丹治道路管理課長 ただいまの中庭委員からの御質問につきましてお答えいたします。

横断歩道につきましては、交通管理者である茨城県公安委員会のほうが所管してございますので、水戸市としましては、県警の窓口になっている生活安全課にもお話ししまして、県警のほうに依頼して対応をお願いしてまいりたいと思います。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 これがあそこの佐川急便の前の横断歩道の写真なんですけれども、白線がもうないんですよ。横断歩道の白線がないため、こういうところは子どもたちも危なくてなかなか渡れないということなので、ぜひ生活安全課や公安委員会にも話していただいて、改善できるようにしていただきたいと思います。

それから、あともう一つは、県庁の前の歩道が、雨が降ると登校途中の子どもたちがびしょびしょにぬれてしまって子どもたちが泣いているというのがあったんです。これは要するに、その排水をきちんとすれば改善できるものなので、これについても現地を見ていただいて、改善できないかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○綿引委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 ただいまの御質問についてお答えします。

今のお話しいただいた場所につきましては、ちょっと県道にかかる部分がある可能性もありますので、まずはちょっと現地を確認しまして、関係機関とも連携を図りながら必要な対応を取ってまいりたいと思います。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 それから、笠原中学校の正門と、その正門の反対側のガソリンスタンドの間に横断歩道があるんですよ。その横断歩道のところも少し道路が低いので、私も見に行ったんですけども、ちょっと少し陥没しているんですよ。だから、雨が降るとびちゃっと子どもたちに水がかかってしまって非常に困っているというお母さん方のお話もあったので、ぜひこも現地調査して改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○綿引委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 今、御指摘いただいた箇所につきましても、同様に現状を確認しまして、必要な対応を取ってまいりたいと思います。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 それから、9月議会で40か所について交通安全対策を取るというのが出されました。で、その場所とか内容とかどういふことをやるとかそういうの、私たち議員に分かるような一覧表を提示していただきたいかなと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

9月に補正の予算を組ませていただいて御承認いただきまして、今、その40か所について入札手続をしているような状況でございます。その40か所も市内全域にまたがっているものですが、その出し方とかについてはちょっといろいろ調整させていただいた上でもよろしいでしょうか。

[発言する者あり]

○大森建設部技監兼建設計画課長 逆に、いつ御提示すれば……個別に対応でよろしいのかどうかなんですけれども。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が住んでいる見川とか河和田とかありますよね。その辺も欲しいですけれども、水戸市全体のどういうところでどういう工事が交通安全対策でやられるのか、その辺もちょっと分かるような、箇所だけでもいいですけれども、あるいは例えば白線を引くとかそういうものだけでもいいんですけれども、何か分かるようなものがあれば一番欲しいんですけれども、いかがでしょうか。

○綿引委員長 中庭委員。ちょっと調整をさせていただいて、提出できるときには改めて委員の皆様にもお示しをしたいと考えますので、よろしいですか。

○中庭委員 はい。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 これはまた別件なんですけれども、市民会館と京成百貨店を結ぶ上空通路についてちょっとお聞きしたい。9月の議会の補正予算で、5億4,000万円をかけて国の直轄事業で上空通路を造るという予算が提出されて、水戸市が3億2,900万円を負担するということになりました。

そこで、私は今回の上空通路について実は国土交通省に聞いてみたんですよ。私がしたわけじゃないんですけれども、問合せをしたら、水戸市は2016年の9月、御存じのように京成百貨店は上空通路の建設で18億円もかかるということで断念しました。ところが、2017年中に水戸市から再度、上空通路の建設を求める要望が国土交通省に提出されたと。そして、国土交通省は2017年度中に上空通路についての建設に対する補助を行うということを決めたということなんですけれども、これは水戸市は知っていたんですか。水戸市は当然知っていたと思うんですけれども、こういうことについて私たちも知らなかったんですけれども、これはどういうことなのか、お答えいただきたいです。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

私ども市の側としてきちんと議会のほうに報告差上げたのは今年の4月10日の特別委員会で、こういう形で合意形成ができるような手法が見つかりましたので上空通路について整備のほうを進めていきたいと

いうことで報告差し上げて、その詳細についてはいろいろ構造上の検討とかもさらに必要なのでということ、それがちょっと時間はかかりましたけれども、今年の7月20日の段階でこういう構造になりましたということ、御報告を差し上げた形になっております。

当然、整備をするに当たって、市の負担とかそういったところが生じた場合に補助制度が使えるかどうか、そういったところの検証は事前にやっぱりやっておかないと、始めてから補助を充てられるかなどという話はちょっとできませんので、そういった事前の調整や、あとは南の再開発ビルがある中で、北の再開発が整備されたときに交通の状況とか周辺の利用状況が変わって、多くの人々が歩くようなときにどうなるかというような形でのやり取りは多分あったとは思いますが、その時点でやるというような話で決まっていたということでは認識はしておりません。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今の話は、決定だというふうな認識はしていないと言っているんですけども、国土交通省は2017年度中に、この上空通路については水戸市の要望に沿って都市構造再編集中支援事業の一環として補助するということを決めたということですから、当然、水戸市は知っていたんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがですか。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今、委員のほうからお話が合ったのは、国庫補助制度の採択についての話だと思います。当然、やるに当たってそういった補助が採択可能なのか、要は、市のほうの負担として全額市負担じゃなくて国庫補助を活用した整備が可能かという意味でのやり取りは多分されているのは、可能性としてはあったかということでは考えておりますが、その時点で約束が決まったというような形ではないと考えています。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 経過としては、国がやっぱり補助を出すと、要するにやるということで、その結果、一昨年ですか、昨年度の国の予算で3,000万円組まれたわけですよ、実際は。だから、私が質問したいのは、水戸市が既にこの2017年度中、断念した翌年に水戸市から再度上空通路を造りたいという要望を出したかと。出したんですか、出さなかったんですか。国土交通省はそういう要望を受けたというふうに言っているんですよ。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

すみません。その時点での要望書があったかどうかについては、すみません、私の手元に今資料がちょっとないので改めて確認のほうはさせていただきますが、整備を行うに当たっての可能性について補助の採択相談、あとはこういった状況になったときに国のほうでどういった動き方ができるかという協議はずっと継続的にやってきたというような部分については、特別委員会のほうでも報告は差し上げておりますので、その委員会の中で、やった場合、要はやれるとなった場合の可能性の部分でそういうやり取りがあったというふうに考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 この上空通路については一時断念したわけです。それはやっぱり京成百貨店が18億円ぐらい出さなくちゃならないということで断念したわけですね。しかし、断念したにもかかわらず、水戸市があくまでもこれを補助事業としてできないかということで要望をして、そしてその結果、今回、5億4,000万円、水戸市が3億2,900万円のお金を出すと、国の直轄において行うということになったわけですね。これはそうですね。

だから、そうなると、結局は京成百貨店側にとってみれば1円の負担もなしに上空通路ができるようになったということで、私は特定の企業に対する優遇策じゃないかと。5億4,000万円というのはかなりの大きな税金ですよ。水戸市の小学校、中学校の給食費の半分にも匹敵するような大きなお金を一企業のために、最終的には上空通路を造るということは、私は、これは認められないです。こういう工事は中止すべきだと思うんですけども、水戸市の見解はどうなんでしょうか。

○綿引委員長 中庭委員。その案件につきましては、先月の議会でも執行部並びに市からの答弁が出ておりますので、そちらで御確認いただきたいと思います。

松本委員。

○松本委員 すみません。あそこは交通量が多いですし、どういう形でもって工事をやられるのか。夜間やるのか。あるいは片方通行止めにして、迂回路にして工事をするのか。そういうお考えはありますか。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

今、松本委員のほうからお話がありましたとおり、国道50号、今回整備する場所については交通量も多いですし、利用している歩行者の方も非常に多い道路になっています。実際、工事するに当たって、地下の部分に基礎を設置する工事がまず最初に入りますが、そのときにはどうしても、今通っている部分、使っている部分を閉鎖するようなことも考えなければなりませんので、必ず閉鎖をしていかなきゃならない中で影響が出ないやり方をどういうふうにしたらいいか。多分、今、委員のほうからもお話があったような、夜間とかの工事とかそういったことも考えながら、今、国のほうと、いろいろそういった手法について話し合っているところでございますので、基本は多分夜間になるのではないかとというふうな考え方はしておりますが、そこはちょっと今、調整中ということでよろしくお願ひしたいと思います。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 その辺のところの状況をよく判断しながら進めていただきたいというふうに思っております。これは幅員4メートルでしたっけか。そういうことで、その工事の手法、やり方、時期、時間帯について、多くの市民の皆さんに迷惑がかからないようにしていただきたいというふうに思っています。

そして、話が飛躍しちゃうんだけど、むしろ私は本会議なんかでもお話ししてはいますけれども、今は道路でも、こういう歩道橋でもネーミングライツというのがやりなんですよ。工事についての金額は議論されます。しかし、その後の維持管理についての議論というのは全然ないんですよ。これは水戸市の負担になっているんですよ。

ですから、私はそういう施設だけじゃなくて、いろんな分野に広くネーミングというのが必要なんじゃないのかなというふうに思っていますので、この場所についても市民会館が完成されたり、こういう上空通

路が完成されたりした場合、かなりの維持管理費というのが年間出てきます。水戸市では、どこも維持管理の話って今までないでしょう。造るときの工事費の関係ばかりの議論がいろいろされてはきておりますけれども、後の維持管理についてというのは、ほとんど議論になっていたことがないの。

だから、私ども調べましたよ。全国どこ行っても、道路でも歩道橋でも何でも、公園でもみんな今はネーミングの時代なんですよ。それで、企業からそれなりの支援をいただいて、その維持管理に充てている。これが私はこれから水戸市で絶対的に必要なだろうというふうに思っていますので、その辺も、今日は秋葉副市長さんもおいでですから、ネーミング等についても、こちらの所管のいろんな施設あるいは公園や、あるいは、何かあるでしょう。そういうもののネーミングというものをひとつやっていただければなど、ぜひこれはお願いをしたい。

以上で終わります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は都市計画部長に聞きたいんですよ。

都市計画部長はこの2017年、2016年の当時は泉町周辺地区開発事務所の所長でしたよね。それで、この上空通路については、一旦断念したわけですよ。当時、国の方針的なところは、京成百貨店は民間の施設だから、地上権を認めるというだけで補助しないという態度だったというふうに私は理解しているんですけども、まずその点についてどういう認識を持っているのかということと、もう一つは、2017年度中に水戸市から再度、上空通路の建設を求める要望をしたのかどうか。この2点についてお答えいただきたい。

○綿引委員長 加藤都市計画部長。

○加藤都市計画部長 お答えいたします。

まず1点目なんですけれども、当時、平成何年かだったかはちょっと定かではないんですけども、私が泉町周辺地区開発事務所の所長の時代ですけれども、上空通路については、そもそも国道の上空の占用許可を得られる可能性があるのかということで協議を進めてきた結果、京成百貨店側に接続する方法としては、柱をなくして直接建物と一体化すると。その場合、京成の建物側に相当な消火設備の改修費用が出ると。これについては京成側で費用負担ができないので、これは断念したという経過がございます。あくまでその時点では、国道の上空を占用許可という前提で協議を進めてきたものでございますが、その手法については、特別委員会でも御報告させていただいたとおり断念いたしました。

その後でございますが、国あるいは県のほうからも、将来的に京成百貨店と新市民会館ができたときのその往來の通行量というのがもう相当な数になるのは、これはもう明らかなところで、安全対策としてのやっぱりデッキの必要性というものは国のほうも認識はされておりました。そういった事情、状況を水戸市としても、そもそも市としても整備をしたいという前提での検討を進めていたことも踏まえて、見方や手法を変えて、直轄ではできないのかというスタンスで、国に対して市としてお願いをしてきた経過がございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 歩行者の安全対策ということで、結局引き続き国のほうで直轄事業としてできないのかということをお願いしたということですよ。しかし、結果的に見ると、これ、京成百貨店のための利便を図る一つ

の上空通路だと私は思うんです。要するに、市民会館が終わった後、そのお客さんが京成百貨店に入るとい
うことです。結局、最終的にはこの京成百貨店側の負担はゼロですよ。1円も負担しないわけですよ。です
から、そういう点で特定企業の利益を図る事業ではないかというふうに思うんですけれども、その点はいか
がですか。

○綿引委員長 中庭委員。先ほども申し上げましたが、同種の質問が9月の定例会でもなされておりますし、
執行部側からも答弁が出ておりますので、その件につきましては控えていただきたい。

中庭委員。

○中庭委員 やっぱり市民会館は353億円もかけるわけですよ。さらにまた5億4,000万円もかける
という点で、水戸市にとってみれば大変な財政負担だと思うんですよ。こういうものを、特に一部の企業の
ために補助を出すと。もともとこの上空通路も斜めですよ。そして、降りる側は結局市民会館が閉まってい
るときは降りられないということだったんですよ。それはそうです。らせん階段を造って降りるようにした
ということなんですけれども、いずれにしても斜めの通路になってしまう。少し傾斜があるということなん
ですから、そういう点では私はやっぱりこういうものは造るべきではないし、市民の負担を軽減すべきだ
というふうに思います。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません。意見だけ申し上げます。意見だけです。

私も市民の方から、この市民会館については様々御意見を伺っているんですけれども、やっぱり多くの市
民の方が本当にこの市民会館が早く出来上がってほしいという、そういう声もたくさんいただいております。
そういう中でこの上空通路についてもお話をしましたら、本当にすごく喜んでいう現状でございます。
また、先ほど松本委員のほうからもネーミングライツってありましたが、歩道橋もやはりとても目立つと
ころですので、ぜひ市民会館だけじゃなくてこの上空通路についてもネーミングをぜひ取り入れていただ
きたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

小川委員。

○小川委員 上空通路に関しては、何年前だったか、以前にも私自身も申し上げておりますし、やはり国庫
補助の中でできるということについてはもう当然賛成であり、もう早期に造っていただきたい。やはりこれ
は南北の行き来に大いに役に立つということもございます。

その中で、前回も申しておるとおり、京成側じゃなくて、市民会館側の降り口については、現地をよく精
査した上でやはり歩道から上られるようなことを考えてほしいということをお願いしたつもりなんです
が、その辺はいかがなんでしょうか。それをお伺いいたします。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの小川委員の御質問にお答えいたします。

前回、補正予算を組ませていただいた際にも、そういった階段部分、前の道路敷のところ京成側と同じ

ような、対になるような階段の設置ができないかというようにお話しは伺いましたところでございます。これまでもこちらの上空通路の設置についてのその歩行者の動線、当然、上に上がるところでございますので、下から上がる部分をどこに設置したらいいかというのは、今回、一緒に整備を行う常陸河川国道事務所などもずっと協議のほうは進めていたところでございます。

協議を進めてきて委員会のほうで報告するまでに至った中で、やっぱり様々な検討をした結果、道路敷のほうに落とすことによるデメリットがかなり大きい。それで、そのほかの手法として何かないかというような話になったときに、今回御提示した市民会館の、建物の中ではございませんが、1回中に入り込むような形には見えますけれども、そこが24時間開放されているような空間として利活用が図れるというようなこともございまして、今回の御提示をさせていただいたような位置での階段の設置ということになった次第でございまして。

こちらについては再度いろいろ国のほうにも確認はしてございましたが、やっぱりこれまで進めてきた様々な検討の中ではその位置が非常に一番いいと、その位置がベストだというような結論になってございましたので、申し訳ございませんが御要望の意には応えられないかもしれませんが、一応、機能はきちんと確保して、きちんと安全には渡れるような階段は設置すると。ただ、御指導、御要望いただいた位置にはなかなか難しいということでの御回答になります。よろしくお願いいたします。

○綿引委員長 小川委員。

○小川委員 ただいまのお話は分からないわけではないんですけども、正直なところ、前々回で確認した時点においては、中央ビルサイドがあまりにも歩道橋に近いという部分で、だから、これを両サイドに広げなくてもいいんですよ。やはり片側だけです。いろいろと御検討があったかしらん。

ただし、やはりその中で市民会館と一体化した通路なんです、はっきり言って。そうでしょう。その辺が一番、やはり使う側の一般市民はやはり通常の歩道から上がりたいたいということで、その要望で言っているわけですよ。何でもかんで、市民会館のらせん階段がっていう話じゃなくて、一般的にこの歩道からスムーズに上がるのはどうなんですかというのが、これが普通の皆さんの声なんです。

先ほどは京成サイドの話も出ました。これは訂正されて入っていくという。ただし、それは手前に歩道橋がございましてから、この辺が一番の疑問点。例えば、中庭委員から反対の声も出た部分もございまして。ただし、やはりその辺のことの一般市民の一部の声もあると思うんですよ。何でも中へ入らなきゃならない、何でもらせん階段なんだ。これ反対することじゃないんだよ。その辺をもっと再度検討してくださいよ。やはり一般市民の皆さんが使う通路なんです。その辺を再度御検討いただいて、私の質問は終わります。

以上。

○綿引委員長 前回の委員会での鈴木委員の御意見、また、今回の小川委員の御意見も踏まえて、可能な限り執行部のほうで対応ができるところは私からも要望したいと思っております。よろしくお願いいたします。

ほかにもございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

ありがとうございました。

午前10時58分 散会